平成２３年（フ）第３２７号
高知県南国市前浜245番地２
債務者　松木　勇太
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４号
佐賀県唐津市八幡町734番地355
債務者　岸田　秀雄
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１２０号
宮崎市大塚台西３丁目１番地５　市営住宅128棟36号
債務者　中田　美鈴
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７６号
宮崎市田野町甲6008番地６　あいらんど田野Ａ棟206号
債務者　平原　弘義
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７号
鹿児島県志布志市志布志町安楽207番地３　イエローアーク108号
債務者　木場　里美（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
青森県八戸市新湊２丁目17番３号
債務者　尾崎美由紀
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
富山市水橋舘町372番地
債務者　福田　勝之
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５２号
富山市奥田町21番21号
債務者　永井ソニアこと　ＮＡＧＡＩ　ＳＯＮＩＡ　ＳＡＲＴＥ
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５５号
富山市天正寺36番地１
債務者　小泉　和代
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１４号
沖縄県那覇市字古波蔵192番地
債務者　金城麻由美（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3209番地　町営阿知利団地205
債務者　松浦みどり（旧姓仲村渠）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４４５号
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13号　市営榎木荘803号、住民票上の住所愛知県愛知郡長久手町戸田谷508番地　メゾンエスポアール103号
債務者　ＮＫプロジェクトこと　西脇　清文
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０３号
青森市原別８丁目９番21号
債務者　横内　一樹
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
青森市原別８丁目９番21号
債務者　横内久美子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９０号
名古屋市港区明正１丁目286番地　グレイスⅡ203号
債務者　日比野路代
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４号
熊本市若葉４丁目15番９号
債務者　中山　力也
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２２９号
熊本県上益城郡甲佐町大字下横田1745番地
債務者　牛島　敏郎
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部